

琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画）の改定について

1 琵琶湖保全再生計画について

平成 27 年 9 月 28 日に公布・施行された「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」に基づき、国において平成 28 年 4 月 21 日に「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」が定められた。

これを受け、県は、県環境審議会や県議会での議論のほか、国や県内市町、関係府県市、住民や関係団体など多様な主体との幅広い意見交換等を踏まえ、主務大臣への法定協議を経て、平成 29 年 3 月に琵琶湖保全再生計画を策定した。

(1) 計画期間

平成 29 年度（2017 年度）から令和 2 年度（2020 年度）までの 4 年間

(2) 計画の趣旨

国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全・再生を図るため、県および県内市町が、多様な主体の参加と協力を得て、琵琶湖保全再生施策を総合的・効果的に推進する。

(3) 計画改定の必要性

計画期間が令和 2 年度末で終了することから、計画に基づく琵琶湖保全再生施策の更なる推進に向け、改定を行う。

2 計画の改定体制と必要な手続き

(1) 滋賀県琵琶湖保全再生推進本部における府内調整

琵琶湖保全再生推進本部において府内調整を行うとともに、具体的な検討については、同推進本部幹事会議およびワーキンググループにおいて実施

(2) 県議会への説明・報告

県議会へ計画の改定状況等を説明・報告

(3) 滋賀県環境審議会琵琶湖総合保全部会での審議

滋賀県環境審議会に諮問し、その答申を基に改定計画原案を作成

(4) 関係地方公共団体への意見聴取

法第 3 条第 6 項に基づき県内市町や関係府県市の意見を聞くほか、検討過程において、意見交換等を隨時実施

(5) 住民、NPO、関係団体、事業者等の意見反映

法第 3 条第 6 項に基づき県民政策コメントを実施するほか、検討過程において、意見交換等を隨時実施

(6) 主務大臣への協議

法第 3 条第 6 項に基づき主務大臣に協議するほか、検討過程において主務省庁と協議・調整を随时実施

※ 手続きのイメージは裏面のとおり

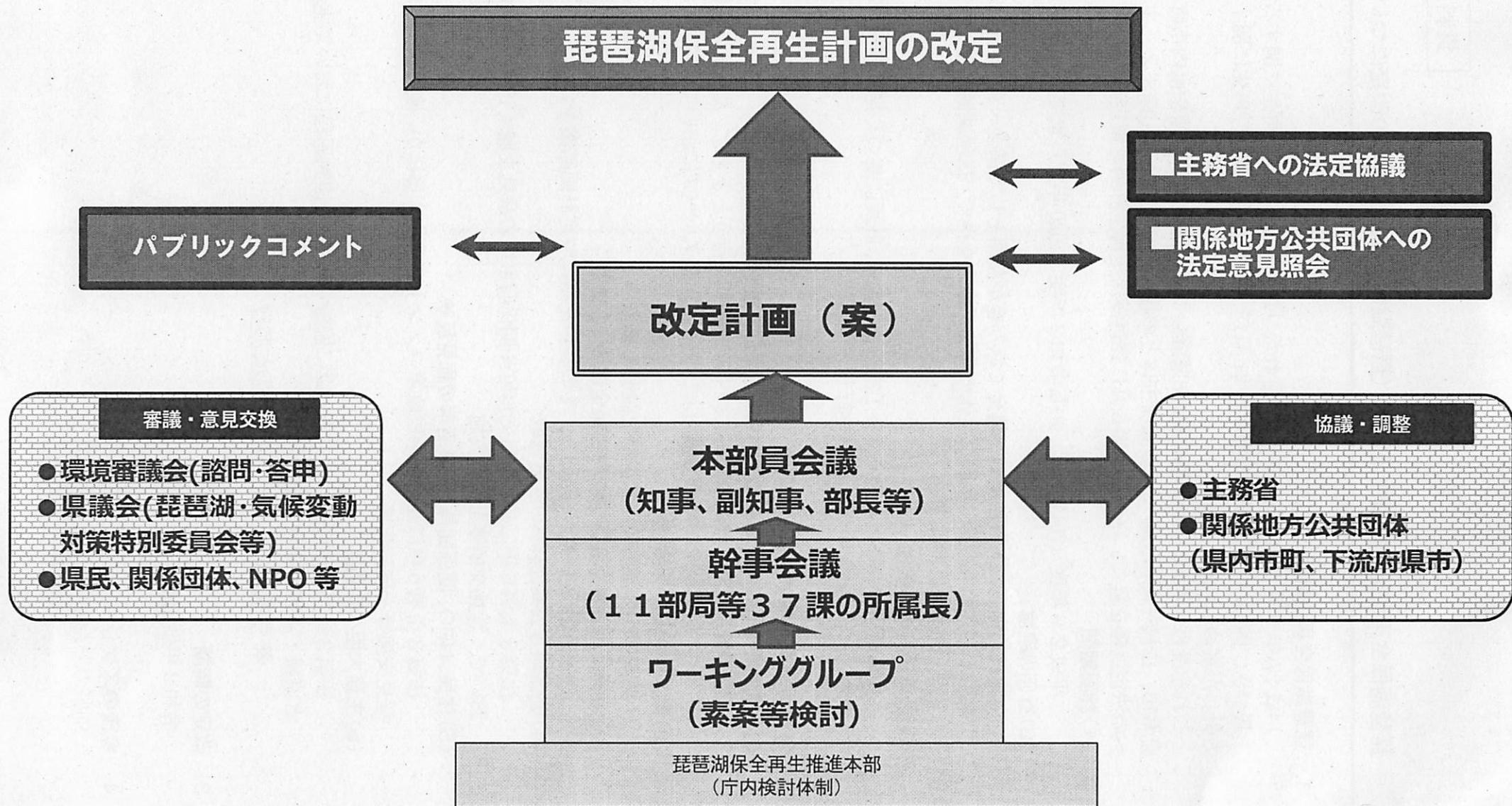
3 改定の時期

令和 2 年度末

4 今後のスケジュール

別紙のとおり

「琵琶湖保全再生計画」の改定に向けた体制、進め方



「琵琶湖保全再生計画」改定スケジュール概要（案）

- ・ 6月中旬
～6月下旬
 - 滋賀県環境審議会へ計画改定の諮問
 - 環境審議会琵琶湖総合保全部会で審議
 - ・ 計画の改定について（体制・手続き、スケジュール等）
 - ・ 計画の総括（フォローアップの中間報告）
- ・ 7月中旬
 - 滋賀県議会特別委員会で審議
 - ・ 計画の総括（フォローアップの中間報告）
- ・ 9月頃
 - 環境審議会琵琶湖総合保全部会で審議
 - ・ 計画の総括（フォローアップの報告）
 - ・ 改定計画（素案）
- ・ 10月上旬
 - 滋賀県議会特別委員会で審議
 - ・ 計画の総括（フォローアップの報告）
 - ・ 改定計画（素案）
- ・ 11月中旬
 - 環境審議会琵琶湖総合保全部会で審議
 - ・ 改定計画（答申案）
- ・ 11月下旬
～12月上旬
 - 環境審議会からの答申
- ・ 12月中旬
 - 滋賀県議会特別委員会で審議
 - ・ 改定計画（原案）
- ・ 12月下旬
～1月上旬
 - 県民政策コメント（パブリックコメント）
 - 関係地方公共団体への法定意見聴取（県内市町・下流府県市）
- ・ 2月
 - 滋賀県議会特別委員会で審議
 - ・ パブコメ等結果
- ・ 3月
 - 滋賀県議会特別委員会で審議
 - ・ 改定計画（案）

⇒ 主務大臣への法定協議 ⇒ 改定計画決定、公表

※琵琶湖保全再生推進本部での検討、国・関係地方公共団体との調整、県民・関係団体等との意見交換等は隨時実施